

平成28年10月19日付け諮問第24号

「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の  
促進方策の在り方」

**中間報告書(案)**  
**(概要)**

平成29年5月25日

情報通信審議会

情報通信政策部会

放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会

## 放送コンテンツの視聴環境の変化

### 視聴デバイスの変容

- ・スマートフォンの普及（世帯普及率72.0%（2015年））
- ・テレビの高機能化（4K・ハイブリッドキャスト※対応テレビの出荷増、ネット接続率の増加）  
※放送波に連動してネット経由のコンテンツをテレビ側に提供できる放送通信連携システム

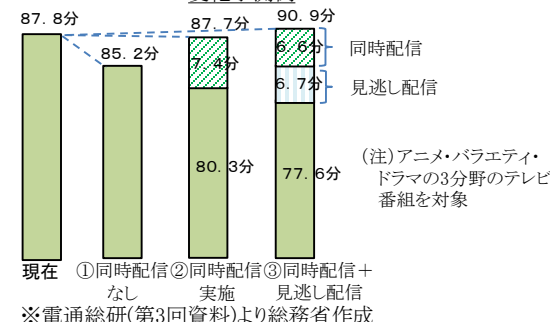
### テレビ視聴動向の変化

- 10, 20代を中心とした行為者率※、視聴時間及びテレビ保有率の減少
- ※1日15分以上テレビを見る率

### 動画配信サービスの拡大・多様化

- ・動画配信市場への参入拡大（Hulu, Netflix, amazon, DAZN等）
- ・ネット配信による4Kコンテンツの提供  
→4Kテレビによる視聴拡大

(参考)放送番組のネット配信による視聴時間の変化予測例



## 放送事業者の取り組み

### 4K8K放送の開始

CATV、IPTV、124/128度CS放送開始（2015年～）、BS、110度CS放送開始予定（2018年～）

### ネット配信の展開

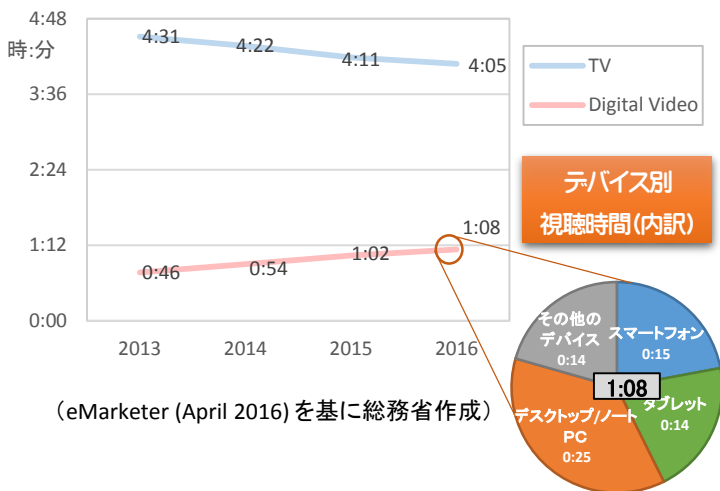
- ①見逃し配信の拡大（TVer等）、ネット独自番組の配信（AbemaTV等）
- ②モバイル・PC向け同時配信  
地上放送：一部放送事業者（NHK、テレビ東京、東京MX、日本テレビ※）により実施  
衛星・ケーブル：専門チャンネルの一部についてサービス開始（スカパー、JCOM等）  
※日本テレビは、ニュース専門チャンネルの同時配信  
(参考)ラジオでは、民間放送事業者等による「radiko.jp」(2010年～)やNHKによる「らじる★らじる」(2011年)が提供
- ③テレビ向け4Kコンテンツ配信  
一部の地上放送事業者が4K対応テレビ向けの配信実験を実施  
民間放送事業者：東京MX(2015年3月)、フジテレビジョン（2015年12月及び2016年11月）、名古屋テレビ（2016年3月及び12月）により同時配信実験を実施  
NHK：リオデジャネイロオリンピックにおいて一部競技のライブ配信や見逃し配信を実施

- 欧米では同時配信サービスを見逃し配信と組み合わせる形態等で提供中。
  - 《米国》 地上4大ネットワーク（NBC,CBS,ABC,FOX）は、2010年代からケーブルとパッケージで自局番組の同時配信を開始見逃し配信と組み合わせたサービス(NBC,CBS,ABC,FOX) や有料で広告なしのサービス（CBS）を提供している事例あり
  - 《欧州》 2000年代半ばから公共放送、民間放送ともに同時配信サービスを開始（見逃し配信と組み合わせた展開）。
- 近年では、プラットフォーム事業者による多チャンネルサービスも相次いで開始。（YouTubeTV（米国）、TVplayer（英国）、Molotov（フランス））

## 米国における1日当たり平均視聴時間（成人）

米国では、テレビの平均視聴時間が下がる一方で、多様なデバイスでのコンテンツ視聴が増加する傾向。

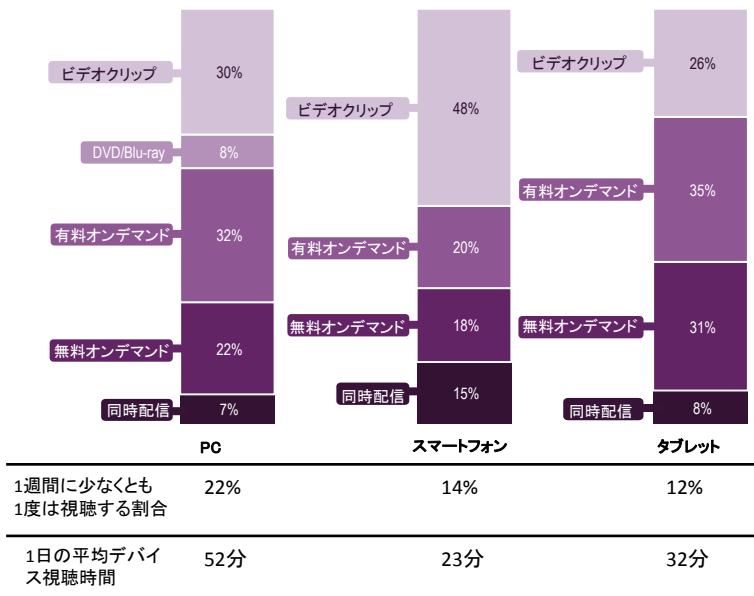
米国における1日当たり平均視聴時間とデバイス別の内訳（成人、2013年～2016年）



## 英国における視聴方法ごとの視聴時間の割合（画面別）

英国では多様なデバイスでVoDや同時配信が視聴されている。

(参考)Ofcomの資料を基に試算すると、  
 ・同時配信の視聴は1.6分/日・人  
 ・見逃し配信の視聴は4.3分/日・人



出展: Ofcom Digital Day 2016. Base: Adults aged 16+ who watched anything on each type of device

## 欧米における配信プラットフォーム事業者の例

欧州では近年、プラットフォーム事業者が多くのチャンネルを視聴できるサービスを提供している事例が見られる。

【米国の例：Youtube TV(Google社)】

- 4大ネットワークや有料放送が視聴可能。クラウド上での録画も可能。

【英国の例：TVPlayer (Simplestream社)】

- 無料サービスについては、79チャンネルが視聴可能（2016年12月時点）

【仏国の例：Molotov (Molotov社)】

- 全地上波放送や配信可能な見逃し配信番組が視聴可能。
- 2016年11月のサービス開始から半年で利用者数が100万人超え。

(Simplestream社ホームページ、Molotov社ホームページ等を基に総務省作成)

- より多くの放送コンテンツの視聴機会を高める観点から、放送事業者によるテレビ・モバイル・PCへのネット配信が拡大することを期待。
  - ・モバイル等へのネット配信：視聴時間・視聴場所の拡大に加え、災害時等における情報伝達手段としての役割。
  - ・テレビ向け4K番組配信：4K8Kコンテンツの製作・流通の拡大への寄与。
- ネット配信の拡大に伴い、視聴データを活用した番組レコメンドやターゲティング広告など、新たなサービスの展開にも期待。

## 同時配信の実施にあたっての課題

- 地方放送事業者を含めた多くの放送事業者が参画可能な環境整備
- 大容量のトラフィックが発生した場合の通信ネットワークに対する負荷
- 放送コンテンツの二次利用の進展に対応した製作・流通の確保

## 第2章 放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方

### モバイル・PC向け同時配信

サービス内容(字幕、災害情報配信、地域制御等)に応じて必要となる機能、システム構成のパターン整理及び想定されるコストの試算並びに課題抽出

### テレビ向け4Kコンテンツ同時配信

4Kテレビ向けの4Kコンテンツ配信の普及促進(ハイブリッドキャストの活用、マルチキャスト方式の導入可能性)

## 第3章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保

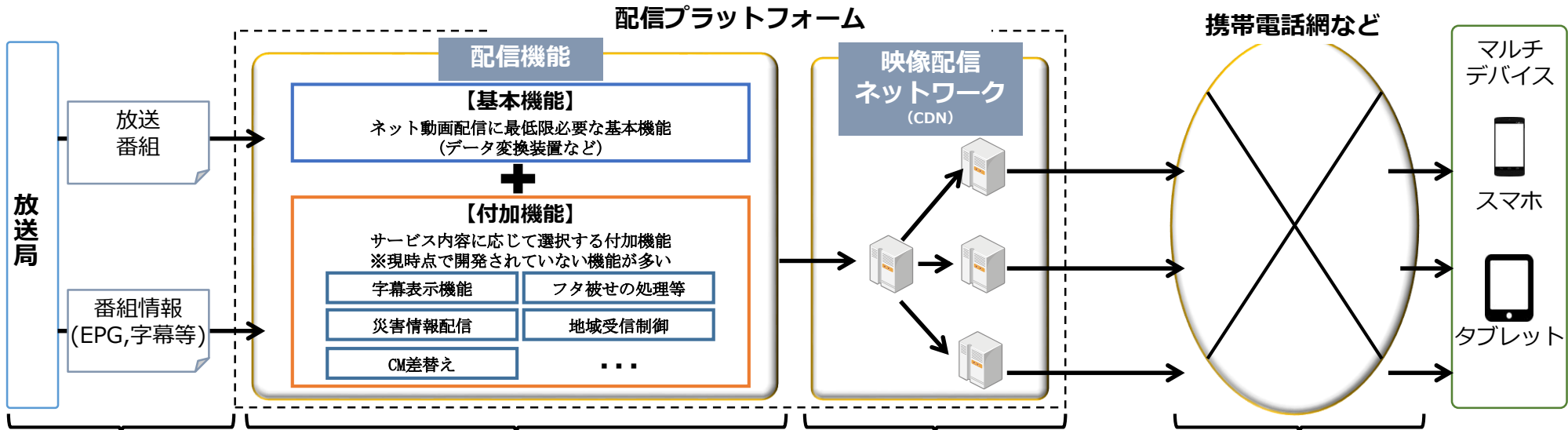
### 放送コンテンツの適正な製作取引の推進

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の内容の浸透・定着を図るための具体的方策

### 迅速かつ円滑な権利処理の確保

同時配信における著作権等の迅速かつ円滑な処理に向けて取り組むべき事項

モバイル・PC向け同時配信サービスに係る技術課題の整理や効率的な配信システムの構築・利用の在り方を検討するため、サービス内容に応じて必要となる機能、システム構成のパターン整理及びコストの試算を通じて、今後の取組を整理。



**(3) 放送局の改修コスト**  
 共同利用する場合の局側のデータ形式等の標準化対応コスト  
**課題：データ形式を標準化する場合のコストと効果の把握**

**(1) 配信機能の共同開発・運用**  
 複数局が共同開発・運用することでコストを低減  
 配信機能開発・運用の年間コスト  
**217百万円**  
 10局が共同利用  
**36百万円/局**  
**課題：開発すべき機能及び方式の具体化**

**(2) トラフィック量の推計**  
 ①複数局(例:10局)が共同で単一契約することで配信コストの低減  
 対1000万人の年間配信コスト  
**140百万円/局 (単価7円/GB) ※**  
 10局単一契約によるボリュームディスカウント (GB単価: 7円→3円)  
**60百万円/局**  
 ②アクセス集中時の通信への影響分析が必要 (特に災害やスポーツイベント時)  
※一人当たり平均7.4分/日と想定して試算 (電通総研による予測(P1参照)を使用。)  
**課題：放送局が本格的に同時配信を行う場合のトラフィック需要や変動の推計**

(注) (1) 及び (2) のコストは、複数の配信プラットフォーム事業者等からのヒアリングに基づき試算

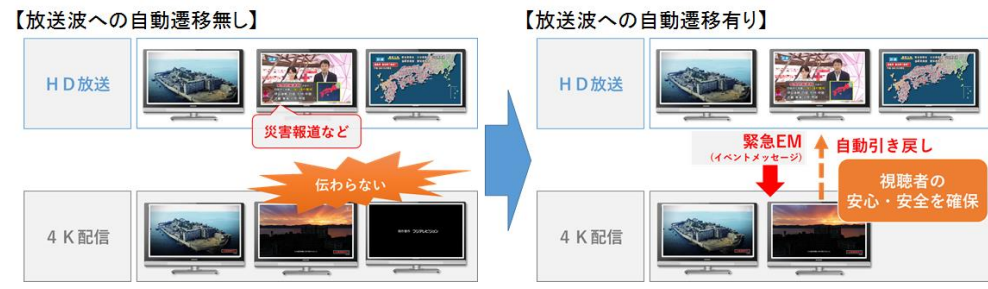
**今後取り組むべき事項**

- 複数の放送事業者が連携した実証事業により、以下の検討を進めることが必要
- (1) 「災害情報配信」、「字幕表示」など現在の動画配信サービスで提供されていない配信機能等の提供方式及び技術仕様の策定
  - (2) 同時配信が本格化した場合に想定されるトラフィック需要 (①総量及び②ピーク量) の推計
  - (3) 配信機能を共同利用する場合の放送局設備の改修コストの算定 (データ形式等の標準化対応)

放送事業者による4Kコンテンツのネット配信機会の拡大を通じて、放送サービスの高度化を図るため、4K同時配信に係る課題（①ハイブリッドキャストの活用、②高精細映像の安定的・効率的な配信）について、今後の取組を整理

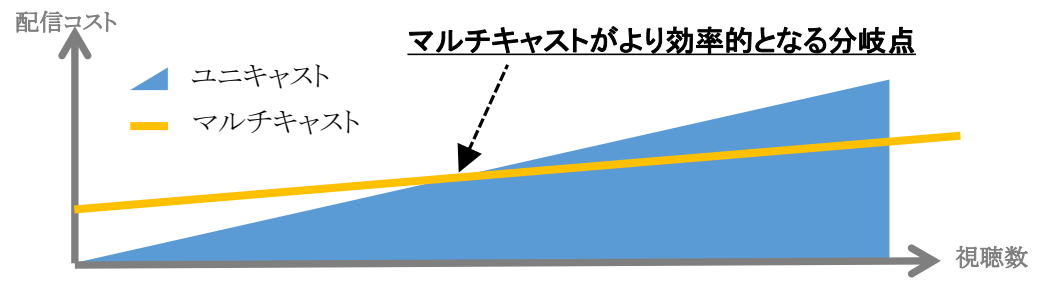
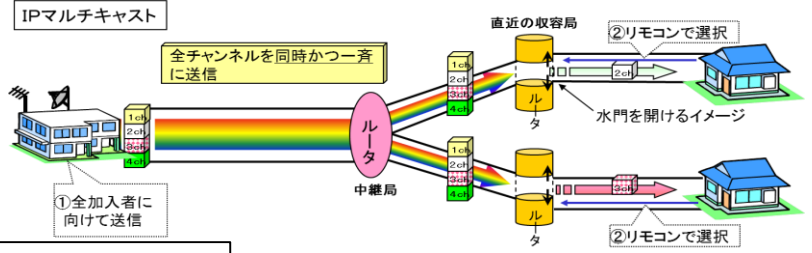
## ①ハイブリッドキャストの活用に係る課題

- 【ハイブリッドキャストサービスに対する視聴者認知の向上】  
地方放送事業者の参画や全国で放送するNHKのサービス拡大等が重要  
→コンテンツ制作や受信機動作検証に必要な情報の共有等が必要
- 【放送事業者間での4K同時配信の運用方法の確立】  
→災害情報提供やCM差し替え等について、規格・推進団体が中心となり、放送事業者の運用パターンや受信機が実装すべき機能の確立が必要



## ②高精細映像の安定的・効率的な配信に係る課題

安定的・効率的な配信方法として、マルチキャスト方式の導入が考えられるが、現状は以下の通り。  
 ○ケーブルテレビ事業者や電力系通信事業者の多くのネットワークが未対応。  
 ○既に対応している通信事業者のネットワークにおいても4K映像等の大容量コンテンツの配信を想定した設計・構成になっていない 等  
 →放送事業者、ケーブルテレビ事業者を含めた通信事業者、受信機メーカー等の関係者間が、導入にあたっての運用課題・ビジネス課題等を整理することが必要。



## 今後取り組むべき事項

- 地方放送事業者の参画による実証事業を早急を実施し、その成果を基に、規格・推進団体が中心となり、
  - ・放送事業者の運用パターンや受信機が実装すべき要件の整理、情報共有基盤の整備、地方における人材育成等を図る
  - ・マルチキャストの導入に関し、放送事業者、通信事業者、ケーブルテレビ事業者、受信機メーカー等の幅広い関係者が連携し、導入にあたってのガイドライン等を整備するなどサービスの拡大に必要な取組を行う。
- 2020年のオリンピック・パラリンピックを念頭に、全国で放送するNHKを中心に、ハイブリッドキャストを活用した4K配信サービス等の拡大を図る。

- 放送コンテンツ分野における適正取引の推進にあたっては、総務省において「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」が平成21年2月に策定されている。
- しかし、その浸透・定着は未だ十分ではなく、フォローアップ調査の回答によれば、下請法において義務とされる「発注書の書面交付」をはじめ、「著作権の帰属」や「取引価格の決定」に関する事前協議の有無といった事項について、放送事業者と番組製作会社の間で大きな認識の相違があるという結果がみられた。
  - ・「発注書の書面交付」が無かった等（放送事業者：21.5%、番組製作会社：42.4%）
  - ・「著作権の帰属」に関する事前協議が無かった等（放送事業者：14.0%、番組製作会社：42.1%）
  - ・「取引価格の決定」に関する事前協議が無かった等（放送事業者：2.4%、番組製作会社：32.7%）



- 民間ベースによる対話・情報共有の場の設置についての提案があり、放送事業者と番組製作会社の双方による「放送コンテンツ適正取引推進協議会」の設置が決定（本年6月設立予定）

## 「放送コンテンツ適正取引推進協議会」の概要

### 目的

業界団体及び関係企業の情報の共有を促進することにより、下請法等関係法令及び放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの周知・啓発を図っていくことを目的とする。

### 組織体制

学識経験者並びに放送事業者及び番組製作会社の業界団体等により構成し、（一社）日本民間放送連盟及び（一社）全日本テレビ番組製作社連盟を共同事務局とする民間ベースの推進協議会として設置する。なお、オブザーバーとして関係行政機関が参加する。

### 活動内容

- (1) 業界全体への普及促進策の浸透に向けた取組み
- (2) 推進計画の作成
- (3) 研修教材等の開発・提供、説明会の実施
- (4) 業界団体等が開催する研修会・説明会のスケジュール調整
- (5) ベストプラクティスの収集・共有
- (6) 推進計画のフォローアップ

### 構成員

- 学識経験者
  - ・内山 隆 青山学院大学 総合文化政策学部 教授
- 放送事業者側
  - ・（一社）日本民間放送連盟
  - ・日本放送協会
  - ・（一社）衛星放送協会
  - ・（一社）日本ケーブルテレビ連盟
- 番組製作会社側
  - ・（一社）全日本テレビ番組製作社連盟
  - ・（一社）全国地域映像団体協議会
  - ・（一社）日本動画協会
- オブザーバー
  - ・総務省 情報流通行政局 コンテンツ振興課
- 事務局
  - ・（一社）日本民間放送連盟
  - ・（一社）全日本テレビ番組製作社連盟

○放送や放送後のネット配信については、放送事業者と権利者団体との間で包括利用許諾契約※等による実務上の運用手続が形成

※著作権等管理事業者の管理する著作物等の利用にあたって包括的に許諾する契約。これにより、当該著作物等に関する個別の許諾が不要になる。

## 放送と放送後のネット配信における主な著作権等の権利処理に関する原則的運用の例

権利種別	権利者	法と実態	放送（地上波の初回放送※※の例）	ネット配信（VOD等の異時配信の例）
著作権	原作者	著作権法	公衆送信権	公衆送信権
		実際の運用	個別許諾	個別許諾
	脚本家	著作権法	公衆送信権	公衆送信権
		実際の運用	個別許諾	個別許諾
	作詞家・作曲家 JASRAC 等	著作権法	公衆送信権	公衆送信権
		実際の運用	包括許諾（各放送事業者）	包括許諾（各放送事業者）
著作隣接権	実演家（映像）	著作権法	放送権	送信可能化権
		実際の運用	個別許諾（芸能プロダクション ⇄ 各放送事業者）	個別許諾（aRma※※※ ⇄ 各放送事業者）
	レコード原盤権者 日本レコード協会	著作権法	報酬請求権	送信可能化権
		実際の運用	包括契約（NHK・民放連）	包括許諾（各放送事業者）

※※ 放送事業者が自ら放送番組を製作する場合

※※※ aRma: 一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構 (audiovisual Rights management association)

○同時配信の実施にあたっては、放送開始までに権利処理を行うことが必要



### 今後取り組むべき事項

これまで積み上げられてきた放送や放送後のネット配信における権利処理の実務上の運用手続を参考にしつつ、具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を踏まえ、権利処理の手続を整理し、具体的な課題を抽出した上で、これらの抽出された課題に対応するための具体的な権利処理方法の形成について検討することが必要。